

第2章 地域の概況

2.1 圏域の概要

上伊那広域連合の圏域は、長野県の南部に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、この間の平野部に諏訪湖を源とする天竜川が南下している。気候は内陸的であるが、極端な寒暖や悪天候は少なく、比較的温和な気候である。

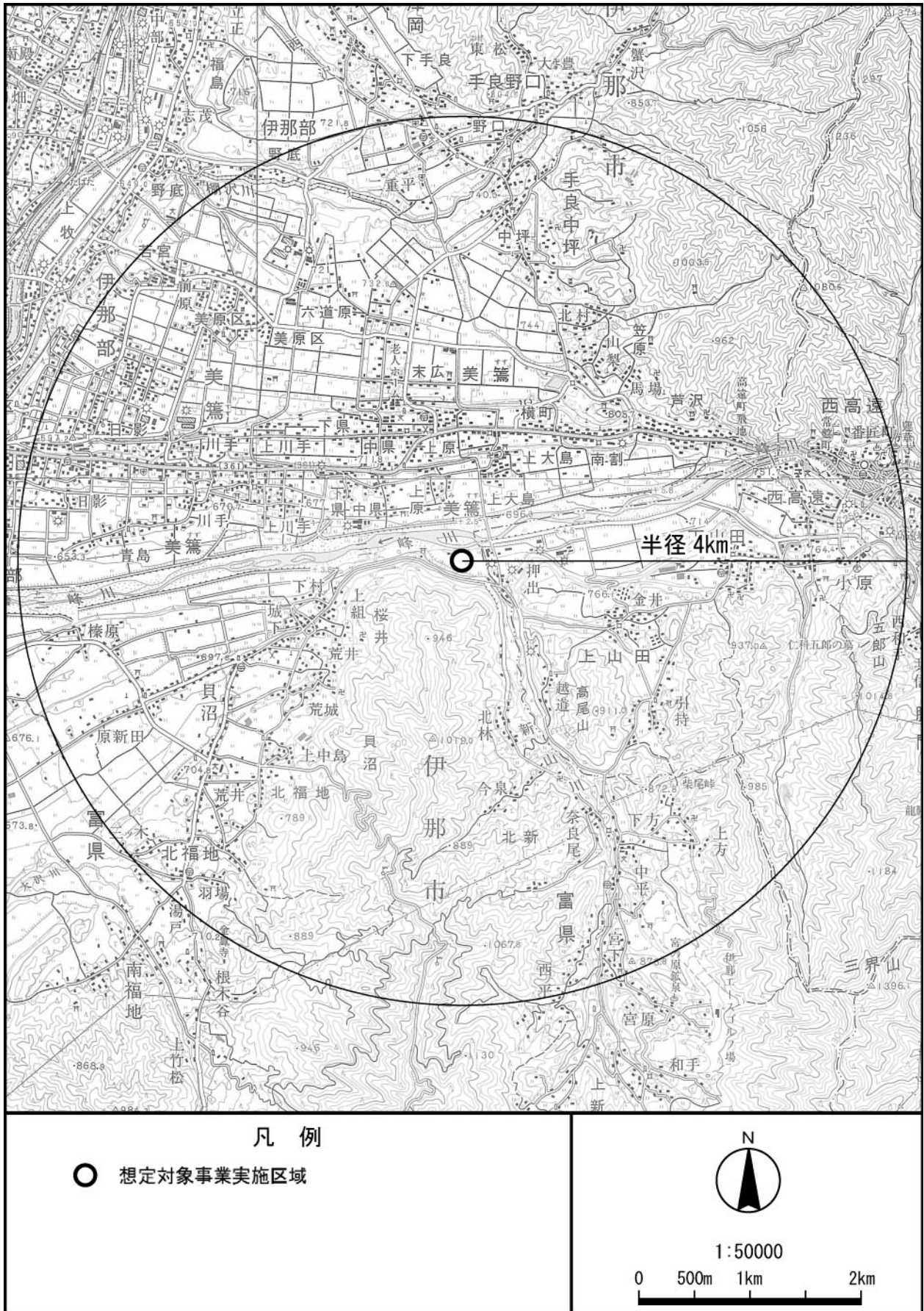
本圏域の位置を図 2.1-1 に示す。

構成市町村は、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び宮田村の2市3町3村で、総面積が1348.28km²に及ぶ圏域である。

伊那市は平成18年3月31日に伊那市・高遠町・長谷村が合併して新「伊那市」として誕生した。圏域の中央部に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスの二つのアルプスに抱かれ、その間を流れる天竜川や三峰川（みぶがわ）沿いには平地が広がり扇状地や河岸段丘が形成されている。



图 2.1-1 圈域位置图



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。

図 2.1-2 想定対象事業実施区域の状況

2.2 社会的状況

2.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

本圏域の人口の状況を表 2.2-1 及び図 2.2-1 に示す。

平成 23 年の人口は、想定対象事業実施区域のある伊那市が約 7 万人、圏域全体で約 19 万人である。対前年人口増加率をみると、南箕輪村、宮田村以外の人口はやや減少で、圏域全体でもやや減少している。

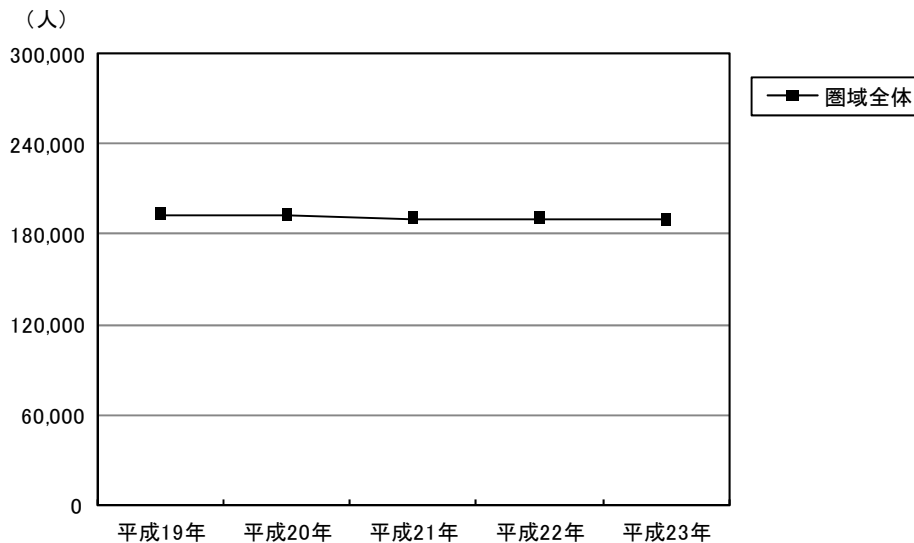
表 2.2-1 人口等（平成 23 年）

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	対前年人口 増加率 (%)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
伊那市	70,591	25,941	-0.72	105.7	667.81
駒ヶ根市	33,595	12,168	-0.29	202.5	165.92
辰野町	20,676	7,299	-1.11	122.3	169.02
箕輪町	26,090	9,124	-0.47	302.9	86.12
飯島町	9,730	3,117	-1.74	111.9	86.94
南箕輪村	14,669	5,549	0.87	358.7	40.9
中川村	5,021	1,607	-1.04	65.2	77.05
宮田村	8,973	3,099	0.23	165.0	54.52
圏域全体	189,366	67,904	-0.54	140.5	1348.28

注) 1. 平成 23 年 10 月 1 日現在

2. 対前年人口増加率 (%) = (今年度人口/前年度人口 - 1) × 100

出典：長野県ホームページ（長野県統計情報データベース；毎月人口異動調査）を基に作成



注) 各年 10 月 1 日の値

出典：長野県ホームページ（長野県統計情報データベース；毎月人口異動調査）を基に作成

図 2.2-1 人口の推移

(2) 産業

本圏域の産業（大分類）別従業者数を表 2.2-2(1)～に示す。

平成 16 年、18 年の産業大分類別従業者数は、各市町村ともに第二次産業である建設業と製造業で大きな割合を占め、卸売・小売業がこれに次いでいる。中川村では第一次産業が 14～17%と他市町村より割合が高くなっている。

表 2.2-2 (1) 産業大分類別従業者数

		全産業	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報 通信業	運輸業
伊那市	平成 18 年	27,840	143	69	2,372	7,586	81	131	604
		-	0.51%	0.25%	8.52%	27.25%	0.29%	0.47%	2.17%
	平成 16 年	27,423	188	61	2,789	7,164	122	170	510
		-	0.69%	0.22%	10.17%	26.12%	0.44%	0.62%	1.86%
駒ヶ根市	平成 18 年	15,990	382	4	1,541	4,713	41	93	569
		-	2.39%	0.03%	9.64%	29.47%	0.26%	0.58%	3.56%
	平成 16 年	15,302	372	5	1,719	4,320	43	106	556
		-	2.43%	0.03%	11.23%	28.23%	0.28%	0.69%	3.63%
辰野町	平成 18 年	8,043	18	0	508	4,398	0	37	87
		-	0.22%	0.00%	6.32%	54.68%	0.00%	0.46%	1.08%
	平成 16 年	7,174	15	0	599	3,533	0	16	88
		-	0.21%	0.00%	8.35%	49.25%	0.00%	0.22%	1.23%
箕輪町	平成 18 年	12,386	51	0	708	6,548	0	48	313
		-	0.41%	0.00%	5.72%	52.87%	0.00%	0.39%	2.53%
	平成 16 年	12,684	49	0	765	6,291	0	35	305
		-	0.39%	0.00%	6.03%	49.60%	0.00%	0.28%	2.40%
飯島町	平成 18 年	4,059	123	13	384	2,192	0	0	100
		-	3.03%	0.32%	9.46%	54.00%	0.00%	0.00%	2.46%
	平成 16 年	3,862	111	14	377	1,877	0	0	72
		-	2.87%	0.36%	9.76%	48.60%	0.00%	0.00%	1.86%
南箕輪村	平成 18 年	6,272	47	0	424	2,534	0	82	677
		-	0.75%	0.00%	6.76%	40.40%	0.00%	1.31%	10.79%
	平成 16 年	5,580	34	0	519	2,205	0	30	618
		-	0.61%	0.00%	9.30%	39.52%	0.00%	0.54%	11.08%
中川村	平成 18 年	1,299	224	12	259	333	0	1	11
		-	17.24%	0.92%	19.94%	25.64%	0.00%	0.08%	0.85%
	平成 16 年	1,304	183	19	316	325	0	8	8
		-	14.03%	1.46%	24.23%	24.92%	0.00%	0.61%	0.61%
宮田村	平成 18 年	4,137	79	0	260	2,382	0	14	19
		-	1.91%	0.00%	6.28%	57.58%	0.00%	0.34%	0.46%
	平成 16 年	4,085	83	0	256	2,373	0	43	32
		-	2.03%	0.00%	6.27%	58.09%	0.00%	1.05%	0.78%

注) 上段は従業者数、下段は構成比を示す。

出典：長野県ホームページ（長野県統計調査公表資料）を基に作成

表 2.2-2 (2) 産業大分類別従業者数

		卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動 産業	飲食店、 宿泊業	医療、 福祉	教育、 学習支援 業	複合サー ビス業	サービス業 (他に分類 されないも の)
伊那市	平成 18 年	5,506	756	255	2,294	1,598	409	886	5,150
		19.78%	2.72%	0.92%	8.24%	5.74%	1.47%	3.18%	18.50%
	平成 16 年	5,537	717	219	2,337	1,816	344	977	4,472
		20.19%	2.61%	0.80%	8.52%	6.62%	1.25%	3.56%	16.31%
駒ヶ根市	平成 18 年	3,023	252	221	1,344	1,198	235	255	2,119
		18.91%	1.58%	1.38%	8.41%	7.49%	1.47%	1.59%	13.25%
	平成 16 年	3,090	255	210	1,331	1,002	239	258	1,796
		20.19%	1.67%	1.37%	8.70%	6.55%	1.56%	1.69%	11.74%
辰野町	平成 18 年	1,137	99	47	464	324	122	148	654
		14.14%	1.23%	0.58%	5.77%	4.03%	1.52%	1.84%	8.13%
	平成 16 年	1,135	138	47	501	254	126	82	640
		15.82%	1.92%	0.66%	6.98%	3.54%	1.76%	1.14%	8.92%
箕輪町	平成 18 年	1,824	123	71	587	534	113	250	1,216
		14.73%	0.99%	0.57%	4.74%	4.31%	0.91%	2.02%	9.82%
	平成 16 年	1,901	135	78	617	504	107	73	1,824
		14.99%	1.06%	0.61%	4.86%	3.97%	0.84%	0.58%	14.38%
飯島町	平成 18 年	507	33	5	197	221	16	64	204
		12.49%	0.81%	0.12%	4.85%	5.44%	0.39%	1.58%	5.03%
	平成 16 年	567	32	4	170	192	17	50	379
		14.68%	0.83%	0.10%	4.40%	4.97%	0.44%	1.29%	9.81%
南箕輪村	平成 18 年	1,309	40	52	301	263	69	73	401
		20.87%	0.64%	0.83%	4.80%	4.19%	1.10%	1.16%	6.39%
	平成 16 年	1,102	31	38	270	228	23	31	451
		19.75%	0.56%	0.68%	4.84%	4.09%	0.41%	0.56%	8.08%
中川村	平成 18 年	153	8	0	83	98	0	47	70
		11.78%	0.62%	0.00%	6.39%	7.54%	0.00%	3.62%	5.39%
	平成 16 年	195	8	0	67	78	0	29	68
		14.95%	0.61%	0.00%	5.14%	5.98%	0.00%	2.22%	5.21%
宮田村	平成 18 年	495	25	14	227	204	10	54	354
		11.97%	0.60%	0.34%	5.49%	4.93%	0.24%	1.31%	8.56%
	平成 16 年	500	39	10	194	196	11	23	325
		12.24%	0.95%	0.24%	4.75%	4.80%	0.27%	0.56%	7.96%

注) 上段は従業者数、下段は構成比を示す。

出典：長野県ホームページ（長野県統計調査公表資料）を基に作成

2.2.2 交通の状況

想定対象事業実施区域及びその周囲の主要道路網及び鉄道の状況を図 2.2-2 に、「平成 22 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」における主要道路の交通量を表 2.2-3 に、主な鉄道駅の乗車人員を表 2.2-4 に示す。

主要道路として、想定対象事業実施区域の北には平成 18 年 2 月に「権兵衛トンネル」が開通した一般国道 361 号が東西に走り、南北に走る一般国道 152 号、153 号と結ばれている。この一般国道 361 号及び三峰川右岸道路は、高遠城址公園さくら祭りの時期（4 月上旬～下旬頃）、土曜日、日曜日及び休日に混雑となることがある。

また、想定対象事業実施区域の南には県道沢渡高遠線が近くにあり、県道西伊那線と交差している。

鉄道としては、西部に JR 飯田線が走り、中央本線・東海道本線に連絡している。想定対象事業実施区域の最寄りの駅として JR 東海の飯田線の伊那市駅、伊那北駅がある。

表 2.2-3 主要道路における交通量の調査結果

路線名	観測地点地名	平日 12 時間交通量 (台/12 時間)	平日 24 時間交通量 (台/24 時間)
一般国道 152 号	伊那市高遠町東高遠	3,140	3,925
一般国道 361 号	伊那市中央	8,832	11,482
一般国道 361 号	伊那市美篤	3,695	4,540
沢渡（さわんど）高遠線	伊那市桜井	2,386	3,078
沢渡高遠線	伊那市高遠町下山田	6,133	7,912
西伊那線	伊那市高遠町上山田	1,234	1,543

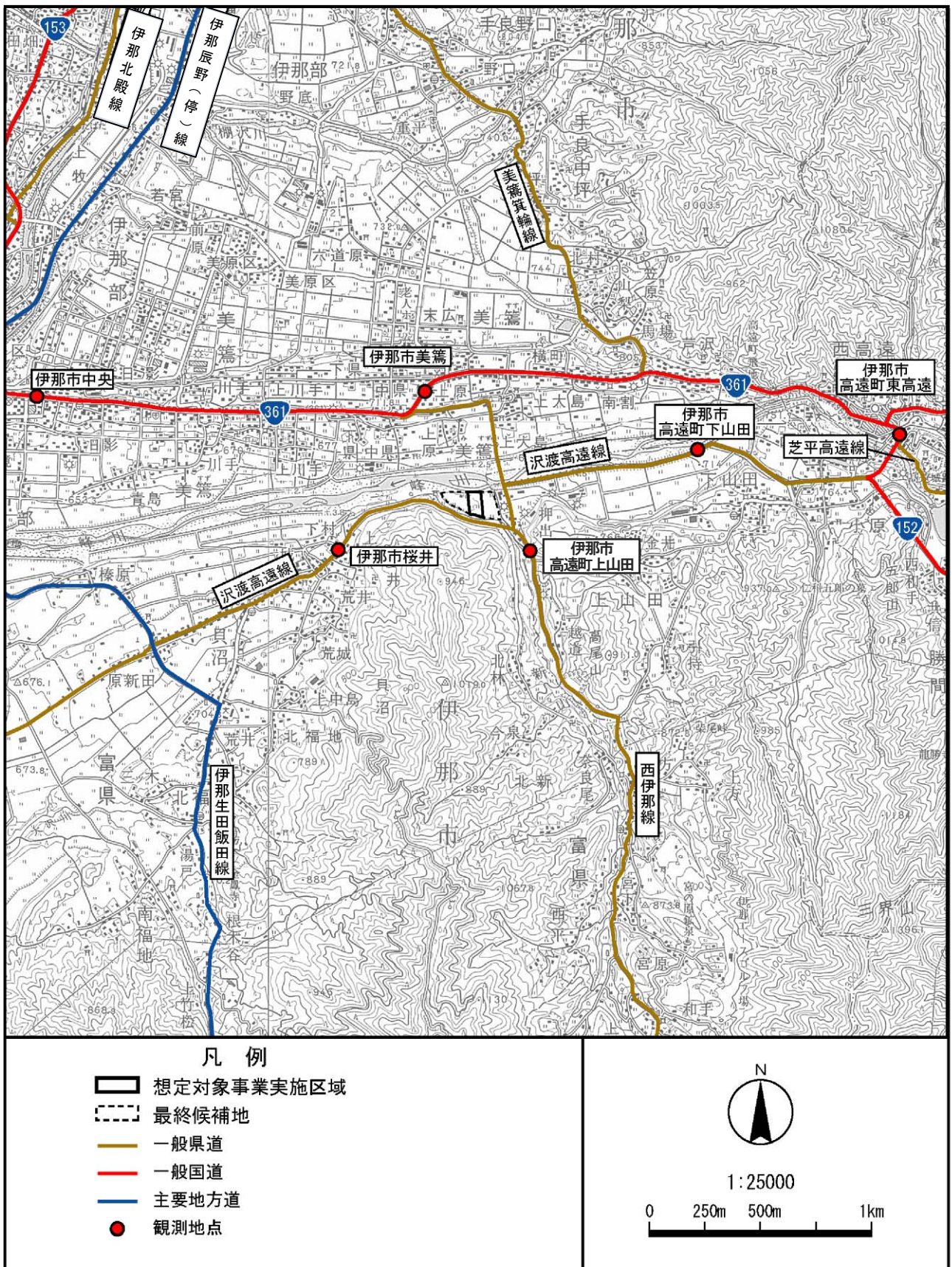
出典：「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（長野県）を基に作成

表 2.2-4 主な駅の年間乗車人員

鉄道会社名等	駅名	乗車人員（人）
JR 東海飯田線	伊那市	444,908
	伊那北	394,435

注）平成 22 年度の乗車人員

出典：「伊那市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 3 月 伊那市）を基に作成



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「伊那建設事務所管内図」（平成18年3月 伊那建設事務所）

図 2.2-2 主要道路網及び鉄道の状況

2.2.3 土地利用の状況

(1) 土地利用

想定対象事業実施区域が位置する伊那市の土地利用状況を表 2.2-5 に示す。

伊那市の土地利用は山林が約 45% と大きな割合を占めている。

また、想定対象事業実施区域及びその周囲の土地利用状況を図 2.2-3 に示す。

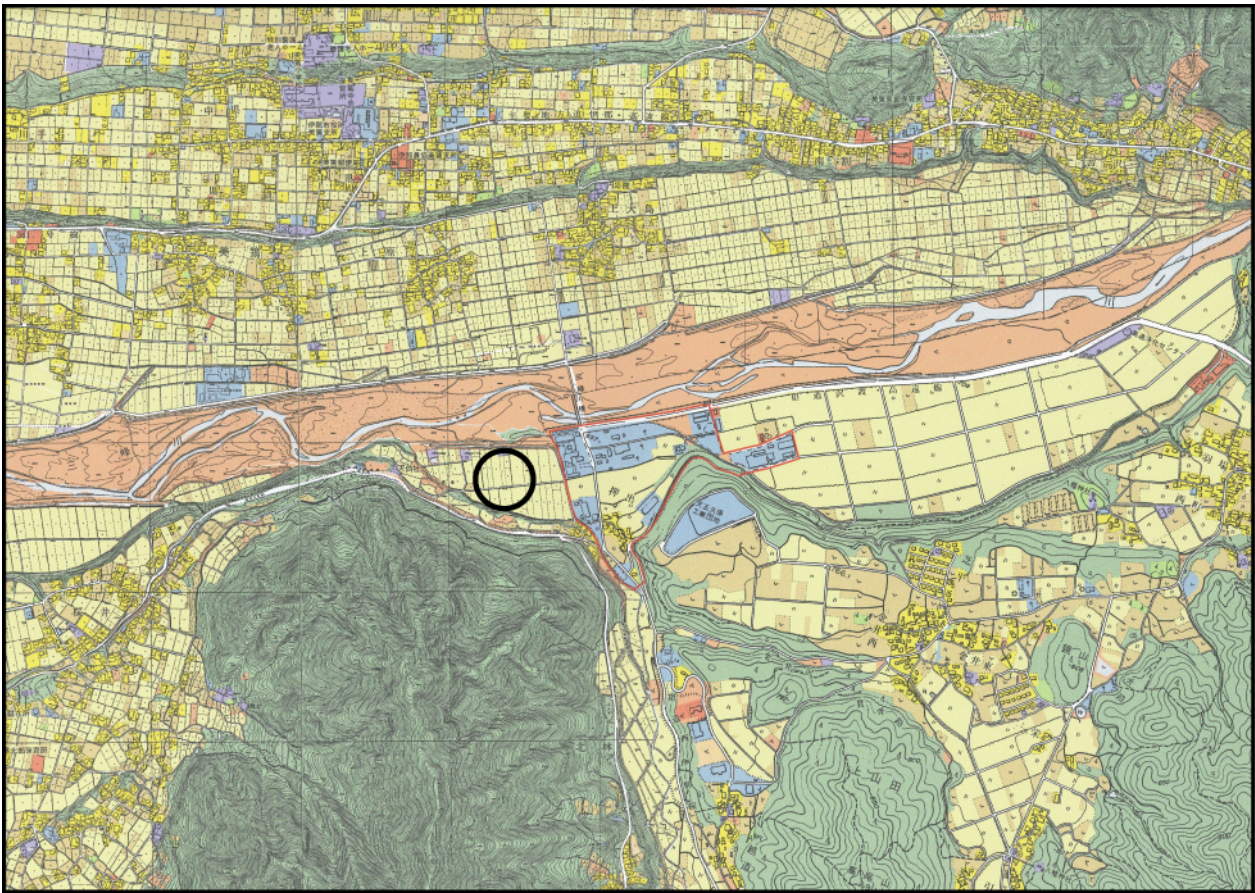
想定対象事業実施区域の土地利用は田で、南側に道路、山林、北側に河川がある。

三峰川左岸では、沢渡高遠線沿いと山裾に集落が形成されている。右岸では、一般国道 361 号に沿って、集落が広く分布している。

表 2.2-5 土地利用状況（伊那市）

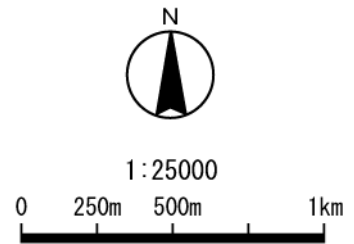
	総数	田	畑	山林	原野	宅地	その他
面積 (km ²)	667.8	39.0	17.6	298.2	57.0	18.5	237.5
構成比 (%)	100.0	5.8	2.6	44.7	8.5	2.8	35.6

出典：「伊那市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 3 月 伊那市）を基に作成



凡 例

- | | | | |
|------------------|------------|------------------|------------|
| ○ | 想定対象事業実施区域 | | |
| ■ (Yellow) | 田 | ■ (Purple) | 公益施設用地 |
| ■ (Light Yellow) | 畑 | ■ (White) | 道路用地 |
| ■ (Green) | 山林 | ■ (Grey) | 交通施設用地 |
| ■ (Light Blue) | 水面 | ■ (Light Green) | 公共空地 |
| ■ (Light Orange) | その他の自然地 | ■ (Dark Orange) | その他の公的施設用地 |
| ■ (Yellow-Green) | 住宅用地 | ■ (Light Orange) | その他の空地 |
| ■ (Red-Orange) | 商業用地 | --- | 都市計画区境界 |
| ■ (Blue) | 工業用地 | — | 用途地域指定区域界 |



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「伊那市都市計画マスタープラン」（平成21年3月 伊那市）を基に作成

図 2.2-3 土地利用状況

(2) 都市計画区域

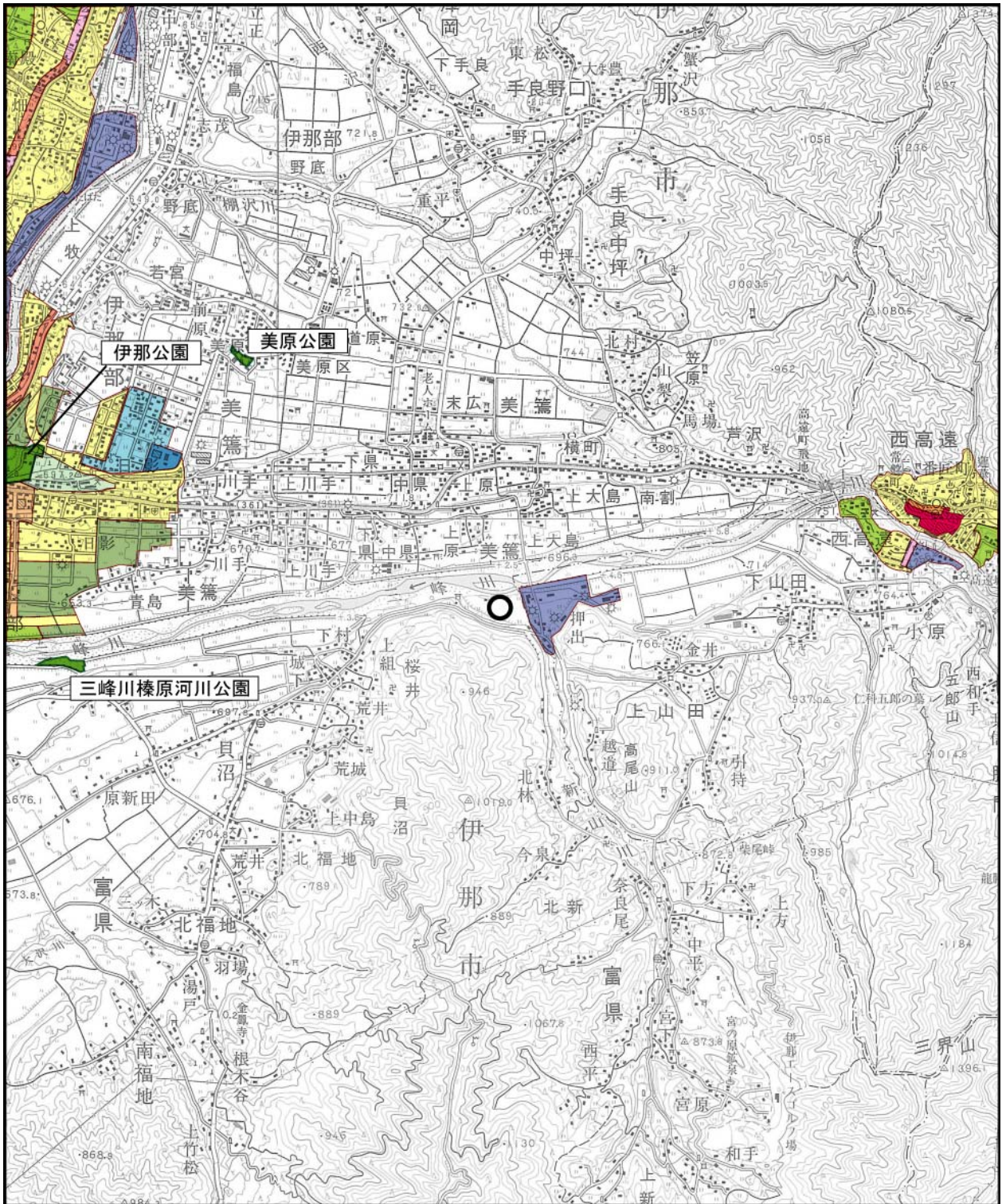
想定対象事業実施区域が位置する伊那市の都市計画区域の状況を表 2.2-6 に、想定対象事業実施区域及びその周囲における用途地域の指定状況を図 2.2-4 に示す。

想定対象事業実施区域は、都市計画区域内で用途地域が指定されていない。想定対象事業実施区域の東には準工業地域がある。

表 2.2-6 都市計画区域面積

区分	指定年月日	指定面積
伊那都市計画区域	平成 6 年 8 月 29 日	182.63 km ² (伊那市分)

出典：「2012 年長野県の都市計画 資料編」(平成 24 年 長野県)を基に作成



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「1：10000 伊那都市計画図（用途地域図）」（平成16年5月 伊那市）、「長野県統合型地理情報システム」を基に作成

図 2.2-4 用途地域の指定状況

2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

(1) 学校及び保育所

想定対象事業実施区域及びその周囲における保育園、幼稚園及び小学校等の状況は表 2.2-7 及び図 2.2-5 に示すとおりである。

表 2.2-7 保育園、幼稚園及び小学校等の状況

	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
施設数	8	0	6	1	1

注) 表中の数字は図 2.2-5 に示した保育園、幼稚園及び小学校等の数を示す。

出典：伊那市ホームページ（市の施設）を基に作成

(2) 病院、診療所、社会福祉施設及び図書館

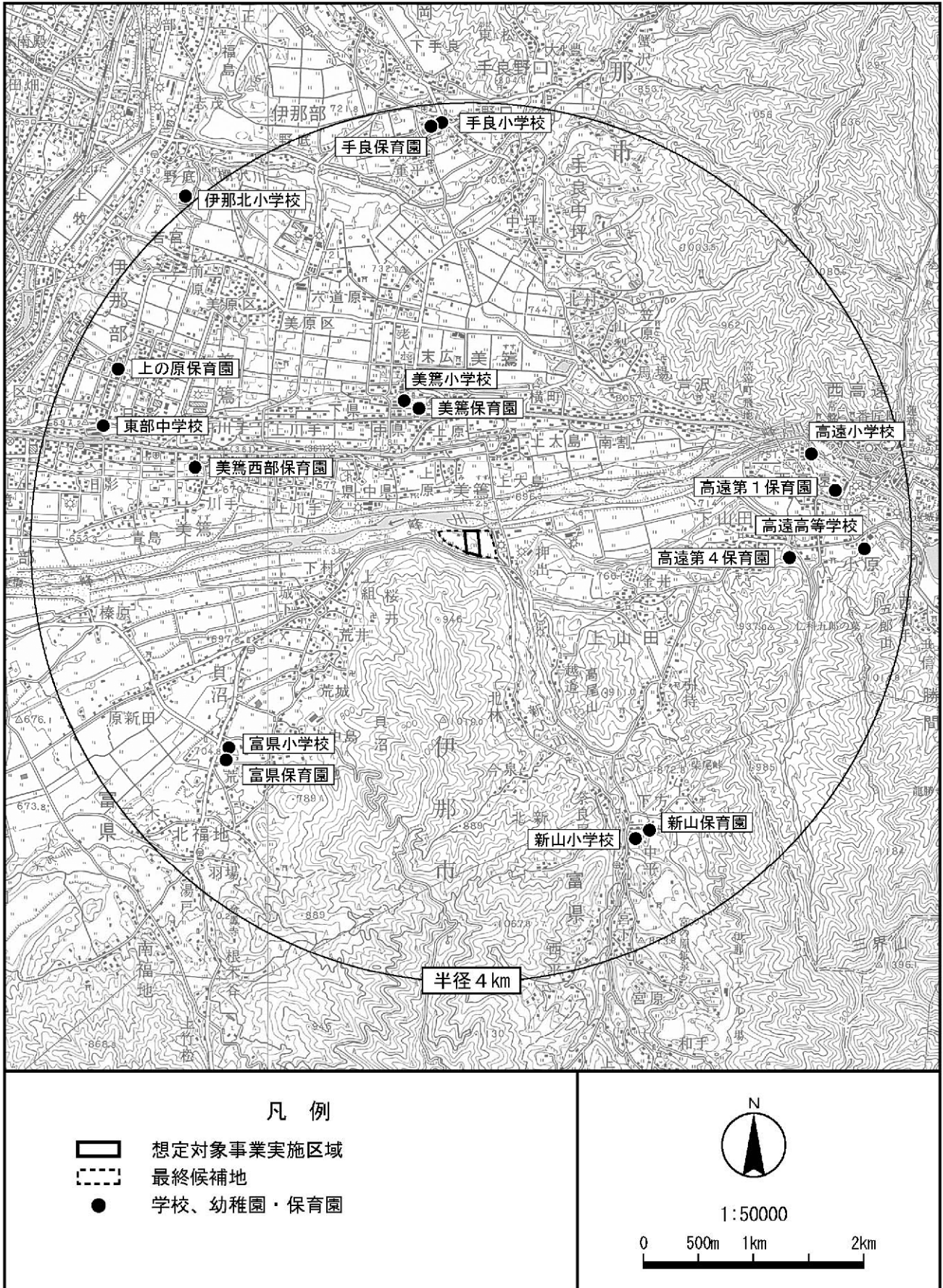
想定対象事業実施区域及びその周囲における病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の状況は表 2.2-8 及び図 2.2-6～2.2-7 に示すとおりである。

表 2.2-8 病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の状況

	病院	診療所	社会福祉施設	図書館
施設数	0	17	12	1

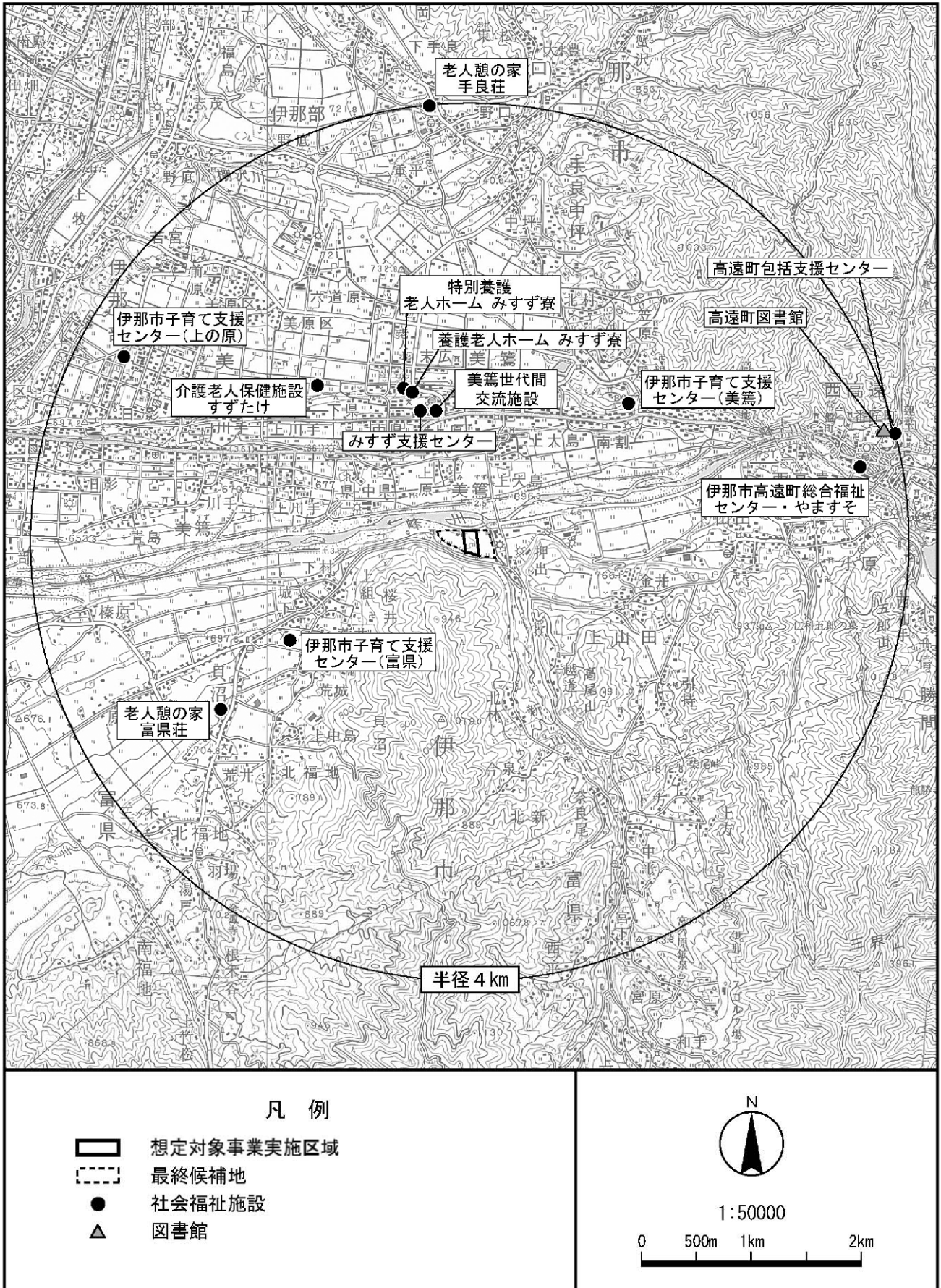
注) 表中の数字は図 2.2-6～2.2-7 に示した病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の数を示す。

出典：長野県ホームページ（平成 23 年度 病院・診療所名簿（平成 23 年 10 月 1 日現在））を基に作成



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：伊那市ホームページ（市の施設）を基に作成

図 2.2-5 保育園、幼稚園及び小学校等の分布状況



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「伊那市統計書 平成23年版」（平成24年3月 伊那市）、平成23年度社会福祉施設名簿（平成23年4月1日現在）、伊那市ホームページ（市の施設）を基に作成

図 2.2-7 社会福祉施設及び図書館の分布状況

2.2.5 水域の利用状況

(1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

想定対象事業実施区域が位置する伊那市の給水人口及び普及率を表 2.2-9、利水状況を表 2.2-10 に示す。

伊那市の利水状況は、河川、伏流水、浅井戸水、深井戸水、湧水を取水源としている。

また、想定対象事業実施区域及びその周囲の水源の状況を図 2.2-8 に示す。

浅井戸水を水源とする押出水源が想定対象事業実施区域の東約 0.3km 地点にある。

なお、想定対象事業実施区域内には天伯水源（取水休止）がある。伊那市資料によると、天伯水源は、地層上岩盤が高く浅井戸深さ 5m を 3 本掘削し、取水量 3,000m³/日で昭和 41 年 5 月に完成したが、昭和 56 年の台風や翌年の大雨で三峰川の河床が大きく変わったことにより、年々減水の一途をたどり、平成 7 年 10 月に取水を休止した。

表 2.2-9 給水人口及び普及率

市町村名	行政区域内 総人口(人)	現在給水人口(人)			普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道 (自己水源のみ)	
伊那市	70,738	65,679	4,163		99.1
			192	37	
		合計			
		70,071			

注) 現在給水人口の欄の上段は公営、下段はその他を示す。

出典：「平成 22 年度 長野県の水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）」（長野県）を基に作成

表 2.2-10(1) 上水道の利水状況

事業体名	年間取水量 (千 m ³)								浄水受水	計
	地表水			地下水						
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水			
伊那市	0	0	358	75	0	2,097	2,104	6,952	11,586	
伊那市(高遠町地区)	0	0	662	0	39	37	0	0	738	

出典：「平成 22 年度 長野県の水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）」（長野県）を基に作成

表 2.2-10(2) 簡易水道の利水状況

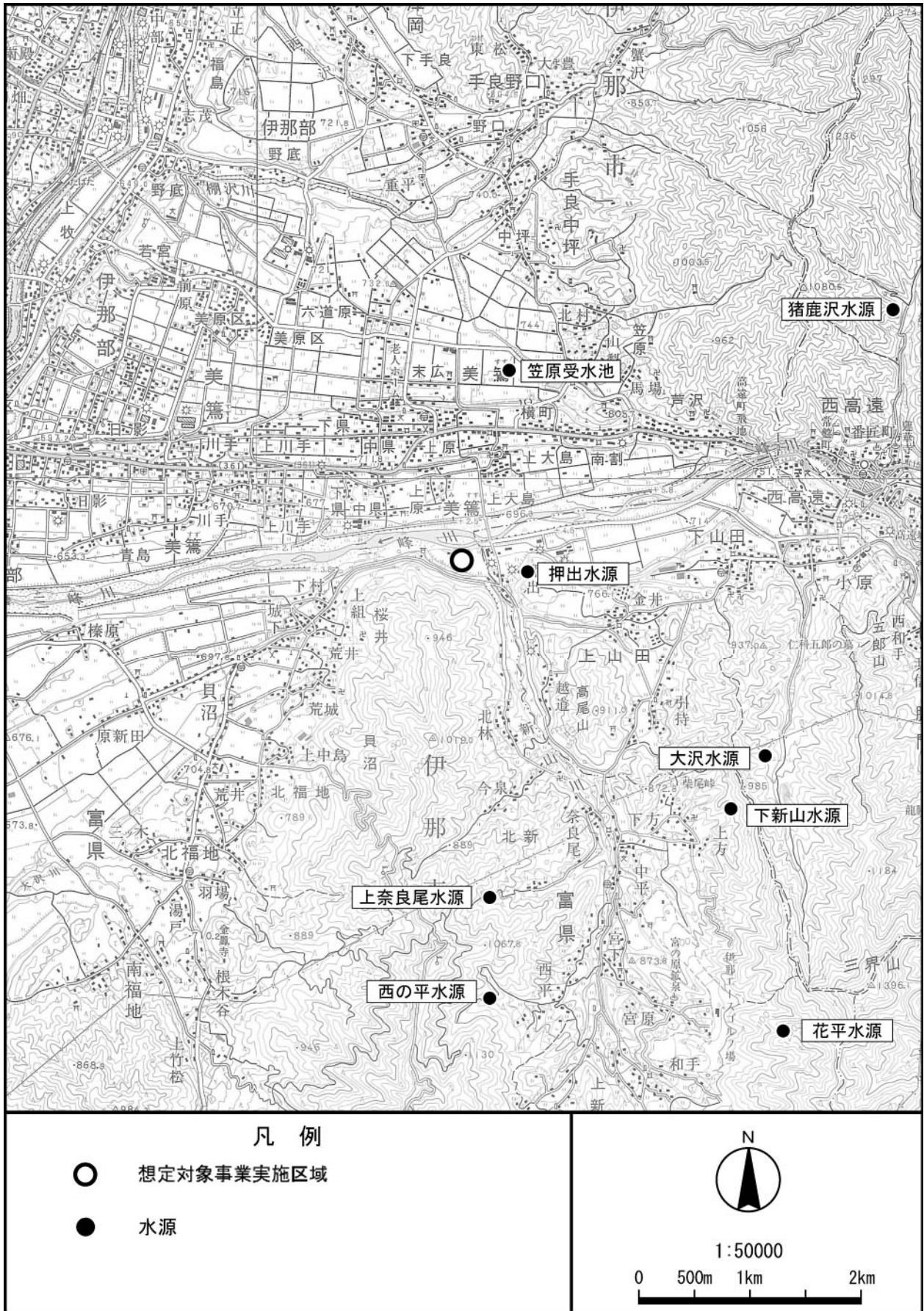
事業名	年間取水量 (m ³)								計
	地表水			地下水			浄水受水	その他 (湧水等)	
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水			
上新山	0	0	20,562	0	0	0	0	0	20,562
下新山	0	0	0	0	0	0	0	5,205	5,205
ますみヶ丘	0	0	0	0	0	0	0	19,200	19,200
長谷	0	0	131,595	355,875	0	0	0	0	487,470
高遠町第一	0	0	0	0	0	0	0	110,632	110,632
高遠町第二	0	0	119,947	0	0	0	0	6,967	126,914
高遠町黒沢	0	0	10,656	0	0	0	0	0	10,656
高遠町御堂垣外 (みどうがいと)	0	0	0	0	0	0	0	73,858	73,858
高遠町片倉	0	0	0	0	0	28,162	0	23,990	52,152
高遠町晴ヶ峰	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高遠町辰尾	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：「平成 22 年度 長野県の水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）」（長野県）を基に作成

表 2.2-10(3) 専用水道の利水状況

施設名	設置者名	確認 年月日	給水人口 (人)		施設能力 (m ³ /日)	原水の 種別
			確認時	現在		
伊那中央病院	伊那中央行政組合	H14.12.1	20	0	182	受水
社会福祉法人たかざやの里	社会福祉法人たかざやの里	H13.7.1	50	37	23	湧水
仙流荘	伊那市観光㈱	H15.11.1	10	0	120	浅井戸 ・受水

出典：「平成 22 年度 長野県の水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）」（長野県）を基に作成



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。

図 2.2-8 水源の分布状況

2) 事業所等における地下水の利用状況

想定対象事業実施区域が位置する伊那市では伊那市環境保全条例で「井戸を設置して地下水を採取するもので規則(揚水機の吐出口の断面積が5平方センチメートル以上のものを用いて地下水を採取するため、井戸を設置しようとする者)で定めるものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。」と定め、地下水等採取許可申請書の提出が必要となっている。

想定対象事業実施区域及びその周囲では、複数の井戸利用があることが確認されている。

(2) 漁業権

天竜川には、アユ、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、カジカ、ウナギ、ドジョウ、ニジマス、アマゴ、イワナの漁業権が設定されている。想定対象事業実施区域近傍を流れる天竜川水系である三峰川とその支流である新山川も同様に漁業権が設定されている。

2.2.6 環境整備の状況

(1) 下水道の整備状況

本圏域の下水道の整備状況は表 2.2-11 に示すとおりである。

表 2.2-11 下水道の整備状況（平成 22 年度末）

	行政人口 (千人)	公共下水道				特定環境保全公共下水道			
		供用区域内人口 (千人)	水洗化人口 (千人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)	供用区域内人口 (千人)	水洗化人口 (千人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
伊那市	69.9	28.9	21.1	41.4	73.1	15.1	10.8	21.5	71.9
駒ヶ根市	33.8	18.3	13.5	54.1	74.0	-	-	-	-
辰野町	21.3	14.3	13.2	67.4	92.2	4.4	4.0	20.9	91.3
箕輪町	24.9	10.9	8.5	43.9	78.0	6.4	4.1	25.8	64.1
飯島町	9.9	5.5	3.3	55.7	60.1	-	-	-	-
南箕輪村	14.2	12.1	8.8	85.0	72.7	-	-	-	-
中川村	5.2	2.9	2.5	56.2	85.2	-	-	-	-
宮田村	9.1	5.3	5.0	58.9	92.9	-	-	-	-
圏域全体	188.2	98.3	75.9	52.2	77.3	25.9	19.0	13.8	73.3

注) 1. 数字は、平成 23 年 3 月 31 日現在。ただし、平成 23 年 4 月 1 日供用開始告示人口及び面積を含む。

2. 人口は住民基本台帳数字を基本とし、外国人を含まない。

3. 供用区域内人口とは、供用開始告示した区域の行政人口。

4. 四捨五入を行っているため合計が合わないことがある。

出典：「生活排水データ集 2011」（平成 23 年度 長野県）を基に作成

(2) 廃棄物処理の状況

1) ごみ処理

本圏域には、3つの広域処理主体（上伊那広域連合、伊北環境行政組合及び伊南行政組合）があり、関係市町村は、これら広域処理主体のいずれかに参画（伊那市は不燃ごみ及び資源物を市の施設で処理）しながら廃棄物処理を行っている。

上伊那のごみ処理フローを図 2.2-9 に示す。

燃やせるごみの処理は、既に上伊那 8 市町村で統合しており、上伊那広域連合で「伊那中央清掃センター」及び「クリーンセンターたつの」の 2 施設を運営して、燃やせるごみの焼却、焼却残渣の最終処分（業者委託）を行っている。

資源物、燃やせないごみ及び粗大ごみの処理は、伊那市では「伊那市鳩吹クリーンセンター」及び「伊那市横山不燃物処理場（伊那市一般廃棄物最終処分場）」を運営しており、伊那市内から排出される燃やせないごみ・粗大ごみの破碎選別処理、一部資源物の選別中間処理、保管及び不燃物残渣のうちの安定品目についての最終処分を行っている。伊北環境行政組合では「クリーンセンター八乙女」を運営しており、辰野町、箕輪町及び南箕輪村から排出される燃やせないごみ・粗大ごみの破碎選別処理、一部資源物の選別保管、不燃残渣の最終処分を行っている。伊南行政組合では、「大田切不燃物処理場」

を運営しており、駒ヶ根市、飯島町、中川村及び宮田村から排出される燃やせないごみの選別処理、一部資源物の選別保管を行っている。

なお、伊北環境行政組合の最終処分場は、残余容量が 18,000 m³となった平成 14 年度より残渣のすべてを民間に委託し処分している。

また、伊南行政組合は組合圏域内に最終処分場を保有していないことから、中間処理後の残渣処分を民間委託している状況である。

これらの現有処理施設の概要は表 2.2-12 に示すとおりである。

また、本圏域における平成 20 年度のごみ発生量は表 2.2-13 に示すとおりである。

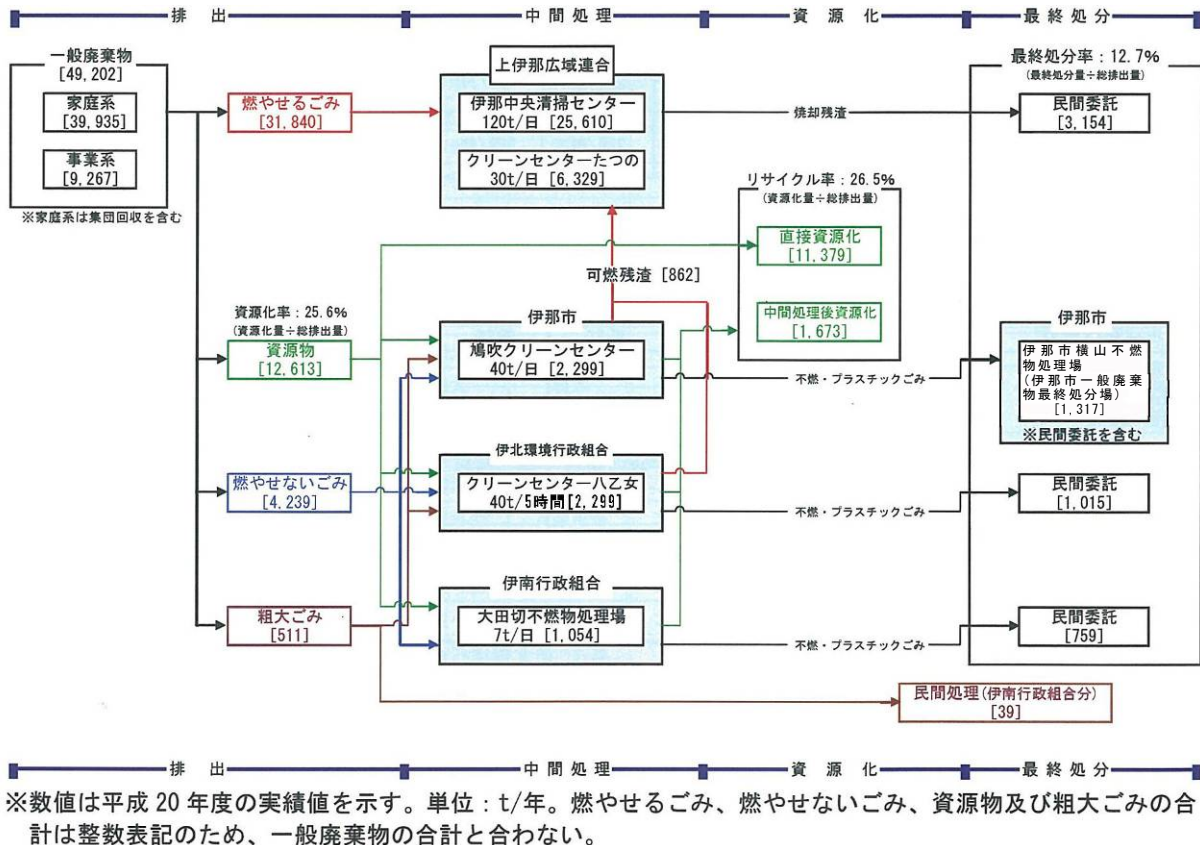


図 2.2-9 上伊那のごみ処理フロー

表 2.2-12 現有施設の概要

■ごみ焼却施設

設置主体	上伊那広域連合	
施設名	伊那中央清掃センター	クリーンセンターたつの
所在地	伊那市美篤 7867 番地 1	辰野町小野 5986 番地 1
処理する廃棄物	可燃ごみ	可燃ごみ
処理方式	准連続燃焼式ストーカ炉	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉
処理能力	120t/16h (60t/16h×2 炉)	30t/8h (15t/8h×2 炉)
竣工年	昭和 63 年	平成 5 年
備考	平成 13・14 年度 高度排ガス処理施設整備	平成 12・13 年度 高度排ガス処理施設整備

■粗大ごみ・不燃ごみ処理施設、資源化等施設

設置主体	伊那市	伊北環境行政組合 (箕輪町、辰野町、南箕輪村)	伊南行政組合 (駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村)
施設名	伊那市鳩吹クリーンセンター	クリーンセンター八乙女	大田切不燃物処理場
施設の種類の	不燃物・粗大ごみ処理施設 資源化施設	粗大ごみ処理施設 資源化施設	不燃ごみ処理施設 資源化施設
所在地	伊那市横山 7227 番地 1412	箕輪町大字中箕輪 3819 番地	駒ヶ根市赤穂 16397 番地 36
処理する廃棄物	不燃ごみ・粗大ごみ びん・ペットボトル	不燃ごみ・粗大ごみ びん・缶・ペットボトル	不燃ごみ びん・缶・ペットボトル
処理方式	破碎圧縮：堅軸形回転複合 破碎式 5 種選別 ペットボトル圧縮・梱包	破碎：衝撃剪断併用回転式 5 種選別 ペットボトル圧縮・梱包	破碎設備なし 不燃ごみ手選別 ペットボトル圧縮・梱包
処理能力	40t/5 時間 ペットボトル 0.3t/時	40t/5 時間 ペットボトル 0.3t/時	7t/日 ペットボトル 0.3t/時
竣工年	昭和 63 年	平成 3 年	昭和 48 年

■最終処分場

設置主体	伊那市	伊北環境行政組合 (箕輪町、辰野町、南箕輪村)
施設名	伊那市横山不燃物処理場 (伊那市一般廃棄物最終 処分場)	クリーンセンター八乙女
施設の種類の	旧型処分場	管理型最終処分場
所在地	伊那市横山 7227 番地 1415	箕輪町大字中箕輪 3824 番地 1
埋立対象物	安定品目	不燃系残渣
埋立容積	149,820m ³	58,000m ³
しゃ水工	なし	あり
竣工年	昭和 46 年	平成 5 年

表 2.2-13 ごみ発生量（平成 20 年度）

（単位：t/年）

種類	伊那市	駒ヶ根市	辰野町	箕輪町	飯島町	南箕輪村	中川村	宮田村
燃やせるごみ	13,489.87	6,226.55	3,209.41	3,830.76	1,180.47	2,121.58	410.40	1,370.88
燃やせないごみ	2,291.49	448.88	407.39	511.43	165.24	226.13	51.85	136.53
資源物	4,232.89	1,851.54	1,517.25	1,767.21	566.92	775.95	234.06	691.44
粗大ごみ	7.32	11.81	147.51	231.46	6.97	85.53	12.91	7.00
集団回収	783.98	81.36	31.99	37.07	11.61	15.58	11.00	2.98
合計 (集団回収含む)	20,805.55	8,620.14	5,313.55	6,377.93	1,931.21	3,224.77	720.22	2,208.83

出典：「上伊那広域連合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第三次改訂版）」（平成 22 年 3 月 上伊那広域連合）を基に作成

2) 下水汚泥

本圏域の下水汚泥処分量の状況は表 2.2-14 に示すとおりである。

表 2.2-14 下水汚泥処分量（平成 21 年度）

市町村名	処分形態	処理性状	処分量 (t)
伊那市	農地利用	脱水汚泥	629
	砕石原料	脱水汚泥	1,025
	セメント原料	脱水汚泥	1,191
	合計		2,845
伊那市(旧高遠町)	農地利用	脱水汚泥	179
	砕石原料	脱水汚泥	167
	合計		346
駒ヶ根市	セメント原料	脱水汚泥	707
	砕石原料	脱水汚泥	551
	合計		1,258
辰野町	農地利用	脱水汚泥	1,066
	砕石原料	脱水汚泥	291
	セメント原料	脱水汚泥	100
	合計		1,457
箕輪町	砕石原料	脱水汚泥	184
	セメント原料	脱水汚泥	557
	農地利用	脱水汚泥	386
	合計		1,127
飯島町	砕石原料	脱水汚泥	309
	合計		309
南箕輪村	農地利用	脱水汚泥	377
	砕石原料	脱水汚泥	502
	合計		879
中川村	砕石原料	脱水汚泥	194
	合計		194
宮田村	砕石原料	脱水汚泥	256
	セメント原料	脱水汚泥	248
	合計		504

出典：「生活排水データ集 2011」（平成 23 年度 長野県）を基に作成

2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

(1) 大気質

1) 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2.2-15(1)に、塩化水素の目標環境濃度を表 2.2-15(2)に示す。

表 2.2-15(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	環境基準の評価方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<短期的評価>1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		<長期的評価>1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<短期的評価>1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		<長期的評価>1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価>1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
		<長期的評価>1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、35μg/m ³ 以下に維持されること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値について評価する。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値について評価する。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値について評価する。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値について評価する。

- 注) 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採集される粒子をいう。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成24年3月 長野県）、「日本の大気汚染状況」（環境省）、「環境大気常時監視マニュアル第6版」（平成22年3月 環境省）を基に作成

表 2.2-15(2) 塩化水素の目標環境濃度

項目	環境濃度
塩化水素	0.02ppm

出典：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」
(昭和 52 年 6 月 16 日 環境庁大気保全局長通達)

2) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉の排出基準を表 2.2-16 に示す。

表 2.2-16(1) 大気汚染防止法に基づく排出基準（いおう酸化物）

次の式により算出したいおう酸化物の量とする。	
$q = K \times 0.001 H e^2 (K = 17.5)$	
q : いおう酸化物の量 (m^3/h) He : 補正された排出口の高さ (m)	
He は次式により算出する。 $He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$	
$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ (運動量による上昇)	
$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \times (2.30 \log J + (1/J) - 1)$ (浮力による上昇)	
$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$ (係数)	
q : いおう酸化物の量 (単位: $0^\circ C$ 1 気圧の状態に換算した 立方メートル毎時)	He : 補正された排出口の高さ (単位: メートル)
Ho : 排出口の実高さ (単位: メートル)	Q : 温度 15 度における排出ガス量 (単位: 立方メートル毎秒)
V : 排出ガスの排出速度 (単位: メートル毎秒)	T : 排出ガスの温度 (単位: 絶対温度)

出典：「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県) を基に作成

表 2.2-16(2) 大気汚染防止法に基づく排出基準（ばいじん）

ばい煙発生施設	規模 (処理能力)	排出基準 (g/m^3N) (酸素濃度 12% 換算)
		平成 10 年 7 月 1 日以降に設置されたもの
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0.04
	2t/h 以上 4t/h 未満	0.08
	2t/h 未満	0.15

注) 本事業の新ごみ中間処理施設の炉規模 (1 炉) は、2t/h 以上 4t/h 未満に該当する。
出典：「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県) を基に作成

表 2.2-16(3) 大気汚染防止法に基づく排出基準（有害物質（塩化水素））

ばい煙発生施設	排出基準 (mg/m^3N) (酸素濃度 12% 換算)
廃棄物焼却炉	700

出典：「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県) を基に作成

表 2.2-16(4) 大気汚染防止法に基づく排出基準（有害物質（窒素酸化物））

施設の種類	規模 (最大排ガス量)	設置年月日と排出基準 (cm^3/m^3N) (酸素濃度 12% 換算)
		昭和 62 年 4 月 1 日以降
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 万 m^3N/h 以上	250
	4 万 m^3N/h 未満	250
廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 万 m^3N/h 以上	250

出典：「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県) を基に作成

3) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法で定める環境基準を表 2.2-17(1)に、廃棄物焼却炉からの排出基準を表 2.2-17(2)に示す。

表 2.2-17(1) ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	年間平均値 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

表 2.2-17(2) ダイオキシン類の焼却炉からの大気排出基準

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N)
		新設施設 (平成 12 年 1 月 15 日以降に設置された施設)
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0.1
	2t/h 以上 4t/h 未満	1
	2t/h 未満	5

注) 1. ダイオキシン類対策特別措置法施行の際、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉については、新設施設の排出基準を適用。

2. 本事業の新ごみ中間処理施設の規模は、1 炉当たり 2t/h 以上 4t/h 未満に該当する。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素濃度の維持管理の技術上の基準を、表 2.2-18 に示す。

表 2.2-18 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

項目	維持管理基準
一酸化炭素	100ppm 以下

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号酸素濃度 12% 換算値に換算した 1 時間平均値

(2) 騒音

1) 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2.2-19 に示す。

用途地域が指定されていない地域は、類型の指定がない。

表 2.2-19 騒音に係る環境基準

地域の区分 及び 類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例	
	AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上 の車線を有 する道路に 面する地域	B 地域のうち 2 車線以上 の車線を有 する道路に 面する地域 及び C 地 域のうち車 線を有する 道路に面 する地域		
基準 値	昼 間	50dB 以下	55dB 以下	60dB 以下	60dB 以下	65dB 以下	70dB 以下 *45dB 以下
	夜 間	40dB 以下	45dB 以下	50dB 以下	55dB 以下	60dB 以下	65dB 以下 *40dB 以下
備 考	1. 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域、 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2. 時間の区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで、 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで 3. *は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。) 4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。						

注) 1. 伊那市の類型指定状況は以下のとおりである。なお、AA 類型についてはあてはめがない。

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

3. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

4. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

2) 騒音規制法

① 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度^{注)}を表 2.2-20 に示す。

用途地域が指定されていない地域は、区域の指定がない。

表 2.2-20 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注) 1. 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域 (2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう) に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。

2. 伊那市の地域指定状況は以下のとおりである。

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

3. 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

4. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道 (市町村道は 4 車線以上の区間に限る。) をいう。

5. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典：「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県) を基に作成

注) 要請限度とは、騒音規制法に基づいて市町村長が道路沿道における騒音測定を行った結果、この値を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することとなる限度の値である。

② 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表 2.2-21 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

用途地域が指定されていない想定対象事業実施区域は、区域の指定はないが、伊那市環境保全条例によりその他の地域の区分にあたり第 4 種区域と同じ規制基準が定められている。

表 2.2-21 特定工場等で発生する騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) 夕 (午後 6 時から午後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	60dB	50dB	50dB
第 3 種区域	65dB	65dB	55dB
第 4 種区域	70dB	70dB	65dB

備考

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内の所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5dB を減じた値とする。

注) 伊那市の地域指定状況は以下のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

③ 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準を表 2.2-22 に示す。

用途地域が指定されていない想定対象事業実施区域は、伊那市環境保全条例により第 2 号区域に指定されている。

表 2.2-22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制区域等 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間(夜間)		1日における 作業時間		同一場所におけ る作業時間		日曜日 休日 における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1 くい打機等を使用する作業	85dB	午前7 時 ～ 翌日午 前7時	午後10 時 ～ 翌日午 前6時	10時間 を超え ないこ と	14時間 を超え ないこ と	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2 びょう打機を使用する作業								
3 さく岩機を使用する作業								
4 空気圧縮機を使用する作業								
5 コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業								
6 バックホウ、トラクターシ ョベル、ブルドーザーを使 用する作業								
適用 除外	作業がその作業を開始した日に終わ るものを除く。	A B C D E	A B	A B	A B	A B C D E F		

注) 1. 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。

2. 表中の A～F は次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D 道路法第 34 条（道路の占有許可）、第 35 条（協議）による場合
- E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合
- F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

3. 伊那市の地域指定状況は以下のとおりである。

第 1 号区域：①第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

②近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内

第 2 号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち上記以外の区域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

(3) 振動

1) 振動規制法

① 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2.2-23 に示す。

用途地域が指定されていない地域は、区域の指定がない。

表 2.2-23 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	
	昼間 (午前 7 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から午前 7 時まで)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注) 伊那市の地域指定状況は以下のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

② 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2.2-24 に示す。

用途地域が指定されていない想定対象事業実施区域は、区域の指定はないが、伊那市環境保全条例により第 2 種区域と同じ規制基準が定められている。

表 2.2-24 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	時間区分	
	昼間 (午前 7 時から午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から午前 7 時まで)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

備考

- 1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。
- 2 第 1 種区域及び第 2 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5dB を減じた値とする。

注) 伊那市の地域指定状況は以下のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

③ 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表 2.2-25 に示す。

用途地域が指定されていない想定対象事業実施区域は、伊那市環境保全条例により第 2 号区域に指定されている。

表 2.2-25 特定建設作業に係る振動の規制基準

	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさ	75dB	
作業ができない時間（夜間）	午後 7 時～翌日午前 7 時	午後 10 時～翌日午前 6 時
1 日における作業時間	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと
同一場所における作業時間	連続して 6 日を超えないこと	
日曜日、休日における作業	禁止	

注) 1. 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。

2. 伊那市の地域指定状況は以下のとおりである。

第 1 号区域：①第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

②近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域内

第 2 号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち上記以外の区域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

(4) 悪臭

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準を表 2. 2-26(1)～(3)に示す。

用途地域が指定されていない想定対象事業実施区域は、規制地域の指定がないが、第 1 地域の規制基準を適用する。

表 2. 2-26(1) 敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の名称	敷地境界線の規制基準 (ppm)		臭いの種類
	第 1 地域	第 2 地域	
アンモニア	2	5	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.1	0.5	刺激的な青くさいにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	4	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.07	0.2	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002	0.006	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.004	0.01	むれた靴下のようなにおい

注) 伊那市の地域指定状況は以下のとおりである。

第 1 地域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 2 地域：工業地域

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）、「三訂版ハンドブック悪臭防止法」（平成 11 年 6 月ぎょうせい）を基に作成

表 2.2-26(2) 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質の名称	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-----------	--

注) 規制基準は、次の換算式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 特定悪臭物質の排出量 (m³/h)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 敷地境界線における規制基準値 (ppm)

出典 : 「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県)、「三訂版ハンドブック悪臭防止法」(平成 11 年 6 月 ぎょうせい)を基に作成

表 2.2-26(3) 排出口からの排出水中における規制基準

特定悪臭物質の名称	規制地域の区分	排出水の流量区分 (m ³ /秒)		
		0.001 以下の 場合	0.001 を超え、 0.1 以下の場 合	0.1 を超える 場合
メチルメルカプタン (mg/L)	第 1 地域	0.06	0.01	0.003
	第 2 地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素 (mg/L)	第 1 地域	0.3	0.07	0.02
	第 2 地域	1	0.2	0.05
硫化メチル (mg/L)	第 1 地域	2	0.3	0.07
	第 2 地域	6	1	0.3
二硫化メチル (mg/L)	第 1 地域	2	0.4	0.09
	第 2 地域	6	1	0.3

出典 : 「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県)を基に作成

(5) 水質
 1) 河川
 ① 環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく、人の健康の保護に関する環境基準を表 2.2-27 に示す。また、生活環境の保全に関する環境基準を表 2.2-28 に示す。

想定対象事業実施区域近傍の三峰川は、全域で BOD 等の類型が A に指定されている。全亜鉛の類型は指定されていない。

表 2.2-27 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

表 2.2-28 生活環境の保全に関する環境基準

ア BOD 等

類型	利用目的の適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ 全亜鉛

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
備考		
1. 基準値は、年間平均値とする。		

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

② 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

a. 排水基準

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表 2.2-29(1)～(2)に示す。また、長野県公害の防止に関する条例に基づく上乗せ排水基準（一般廃棄物処理施設である焼却施設）を表 2.2-30(1)～(2)に示す。

表 2.2-29(1) 排水基準（有害物質に関する項目）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外）
ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。	

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

表 2. 2-29(2) 排水基準（生活環境に関する項目）

項目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120) mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120) mg/L
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業（いおうと共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

表 2.2-30(1) 上乗せ排水基準（有害物質に関する項目）

区 分	項 目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.003mg/L

出典：「公害関係基準のしおり」（平成24年3月 長野県）を基に作成

表 2.2-30(2) 上乗せ排水基準（生活環境に関する項目）

排水量	項目及び許容限度（mg/L）			
	生物化学的酸素要求量（BOD） （化学的酸素要求量（COD））		浮遊物質（SS）	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60
50m ³ 以上	30	20	50	30

- 備考 1. 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量（COD）に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。
2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成24年3月 長野県）を基に作成

(6) 地下水

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2.2-31 に示す。

表 2.2-31 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「公害関係基準のしおり」（平成 24 年 3 月 長野県）を基に作成

(7) 土壌

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 2.2-32 に示す。

表 2.2-32 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件又は基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下であること。
備考	<p>1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>4. ダイオキシン類(土壌)にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>

出典：「公害関係基準のしおり」(平成 24 年 3 月 長野県)を基に作成

(8) 自然保護等

1) 自然公園等の状況

すぐれた自然を保護・保全し、適正な利用を図るため、自然公園法、長野県立自然公園条例及び長野県自然環境保全条例により、想定対象事業実施区域が位置する伊那市には、次の地域指定がされ、その地域の保護・保全を図っている。

①南アルプス国立公園

全体面積：35,752ha

伊那市分：7,019ha

②中央アルプス県立公園

全体面積：35,427ha

伊那市分：525.22ha

③三峰川水系県立公園

全体面積：526ha

伊那市分：526ha

④長野県郷土環境保全地域

指定位置：伊那市西箕輪（羽広仲仙寺(はびろちゅうせんじ)周辺)

面積：22.13ha

指定理由：郷土的・歴史的地域

⑤大規模開発調整地域

想定対象事業実施区域は、①～③の自然公園、④長野県郷土環境保全地域、⑤大規模開発調整地域のいずれにも指定されていない。

2) その他

「長野県統合型地理情報システム しんしゅうくらしのマップ」によると、想定対象事業実施区域には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区（特別保護地区）、都市計画法に基づく風致地区はなく、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業地域に区分されている。また、想定対象事業実施区域周辺は、森林法に基づく森林地域に区分（想定対象事業実施区域は区分外）され、長野県景観条例に基づく景観育成住民協定地区である上山田地区金井河原田園地帯景観協定がある。

農業地域、森林地域、景観育成住民協定地区及び水道水源保全地区の状況を図 2.2-10 に示す。

①上山田地区金井河原田園地帯景観協定

三峰川左岸に広がる雄大な中央アルプスの景観と高遠町の玄関口となる自然豊かな穀倉地帯の田園風景の環境保全とその景観を維持することを目的とした協定

②下山田河原地区田園地帯景観協定

三峰川左岸に広がる雄大な中央アルプスの景観と高遠町の玄関口となる自然豊かな穀倉地帯の田園風景の環境保全並びにその景観を維持することを目的とした協定

③小原景観協定

地域住民が先祖から受け継いだ貴重な景観を守るとともに、美しい景観を未来に手渡すことを目的とした協定

④城下町高遠・まちづくり協定

「城下町高遠にふさわしいまちづくり」を理念に自然と調和した美しい景観を守り育てることを目的とした協定

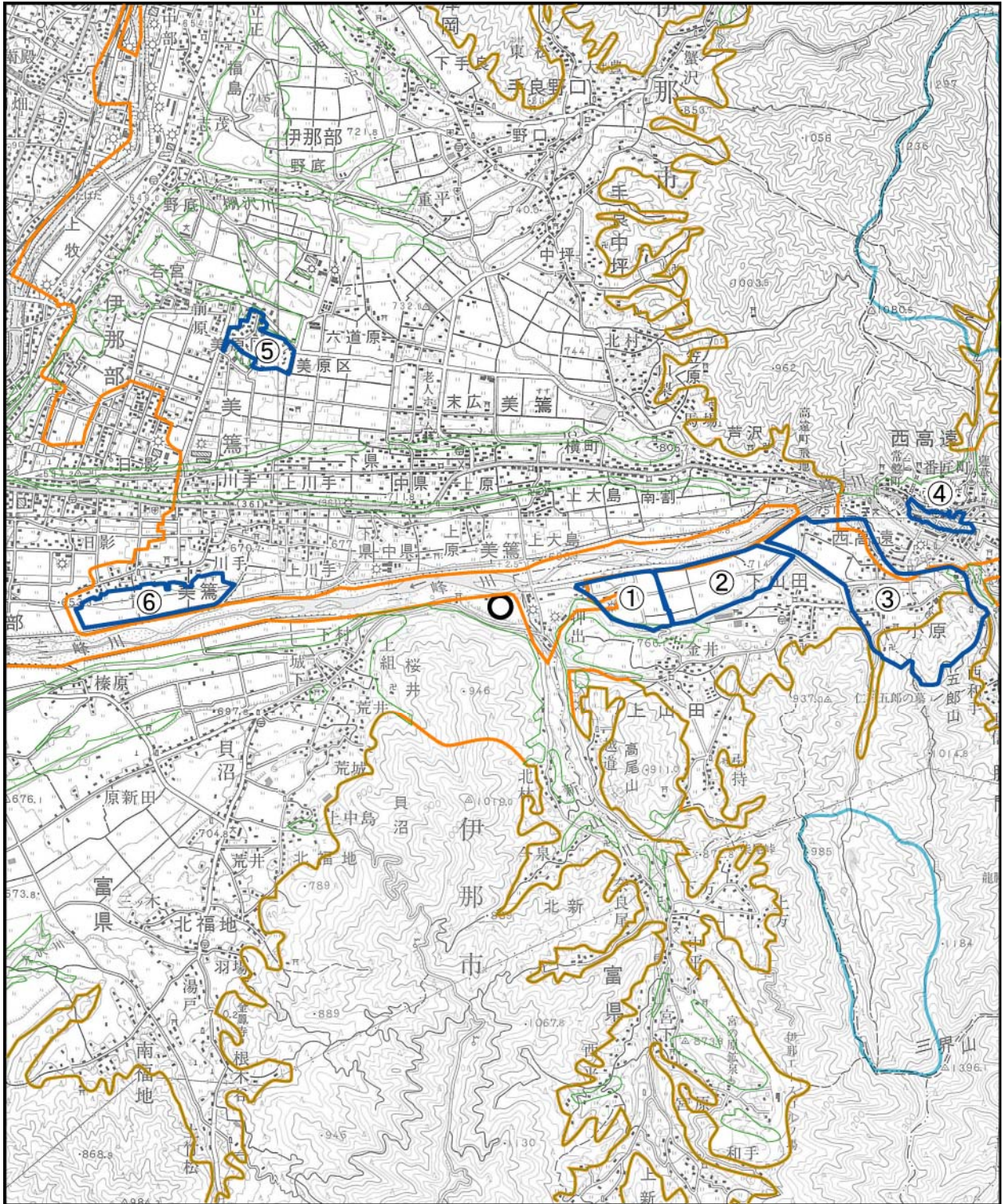
⑤美原区景観形成住民協定

美しいうるおいのある豊かなまちづくりを目指し、安全で健全な住宅としての住環境を保全し維持していくことを目的とした協定

⑥青島区田園地帯景観形成住民協定

三峰川右岸農道周辺に広がる美しい中央アルプスと南アルプスを望める優良田園地帯と景観を維持することを目的とした協定

出典：「伊那市都市計画マスタープラン」（平成 21 年 3 月 伊那市）



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。

注) ①上山田地区金井河原田園地帯景観協定、②下山田河原地区田園地帯景観協定、③小原景観協定、④城下町高遠・まちづくり協定、⑤美原区景観形成住民協定、⑥青島区田園地帯景観形成住民協定
 出典：「長野県統合型地理情報システム」を基に作成

図 2.2-10 農業地域、森林地域及び景観育成住民協定地区等の状況

2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況

(1) 伊那市環境基本計画

想定対象事業実施区域が位置する伊那市は、平成 30 年度を達成の目標年次とした「環境基本計画」を平成 21 年 3 月に策定している。

伊那市環境基本計画の基本方針及び目標を表 2.2-33(1)～(2)に示す。

表 2.2-33(1) 伊那市環境基本計画の基本方針及び目標

基本方針	基本	目標
<p>1 伊那市の美しい自然環境や景観を守っていこう！</p> <p>美しい自然や農山村の風景を、次の世代に残していくために努力します。</p>	<p>1 自然環境や景観の保全</p>	<p>①山岳の環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山並みの見えるまちづくり」を推進します。 ・山岳の自然に親しむ事のできる環境づくりに努めます。 ・南アルプスの世界自然遺産への登録を目指します。 <p>②川のある環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の景観を守りながら、災害にも強い川づくりを進めます。 ・小河川や用水路を魚やホタルが住める自然用水路に再生し保全します。また、湧水のある景観の保全を行います。 ・川が市民にとって、より身近なものになるよう取り組みます。 <p>③農山村の環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい田園や里山の景観を守ります。 ・農業の振興を図り、農地を守ります。 ・段丘崖の斜面緑地や里山の保全を図ります。 ・ますみヶ丘の平地林を市民の森として活用します。 ・農林業の後継者の育成に努めます。 <p>④市の桜「さくら」の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本一の桜の里づくりを目指します。 <p>⑤街並みの景観の保全と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街並みの景観を保全します。 <p>⑥動植物との共存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少な動植物の保護及び生息できる環境を守ります。 ・動植物との共存を図ります。
<p>2 ごみを減らし、住みやすい生活環境を作っていこう！</p> <p>3Rによりごみを削減し、資源化を推進します。また、美しい空気や水を守り、生活しやすい伊那市を目指します。</p>	<p>1 ごみの減量と資源化の推進</p>	<p>①ごみの減量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを減量します。 ・ごみ減量化のためのリデュース・リユースを推進します。 <p>②ごみの分別と資源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別により資源化を推進します。 <p>③不法投棄やポイ捨ての防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と共に不法投棄やごみの野焼きを減らします。
	<p>2 良好な生活環境の保全</p>	<p>①水質の浄化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質の浄化に努めます。 <p>②大気汚染や臭気対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染や臭気に対して適切な指導を行います。 <p>③騒音や振動対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音や振動に対して適切な指導を行います。

出典：「伊那市環境基本計画」（平成 21 年 3 月 伊那市）を基に作成

表 2. 2-33(2) 伊那市環境基本計画の基本方針及び目標

基本方針	基本	目標
<p>3 ストップ地球温暖化！積極的に取り組んでいこう！</p> <p>地球温暖化を食い止めるために、市民一人ひとりが目標に向け取り組みます。</p>	1 温暖化対策の推進	<p>①省エネルギーの推進 ・省エネについて率先的に取り組むと共に啓発に努めます。</p> <p>②新エネルギーの普及 ・CO₂削減のため新エネルギーの導入を図ります。</p> <p>③カーボンオフセットの取り組み ・カーボンオフセットの活動を検討します。</p> <p>④温暖化対策を考えたまちづくり ・温暖化対策を考えたまちづくりに取り組みます。</p> <p>⑤温室効果ガスの削減 ・温室効果ガス削減のための目標を設定します。</p>
<p>4 環境問題をみんなで学び実践していこう！</p> <p>環境問題を正しく理解し、市民・事業者・学校・行政の協働で、環境にやさしいまちづくりに取り組みます。</p>	1 環境教育の推進	<p>①子どもに対する環境教育の推進 ・学校や地域での環境教育を支援します。 ・市の行う環境教育プログラムの充実を図ります。</p> <p>②市民への啓発 ・正しい情報の共有のための広報活動を行います。</p>
	2 協働による環境保全の推進	<p>①市民との協働 ・市民団体の活動の情報を集め、その活動を支援します。</p> <p>②事業者との協働 ・事業者の環境活動の支援と共に、事業者の持つ「ノウハウ」を市民に広げます。</p> <p>③学校との協働 ・教職員や学生が地域の中で活動できるよう支援します。</p> <p>④協働の推進 ・地域で活動している人たちのネットワーク化を図ります。</p>

出典：「伊那市環境基本計画」（平成 21 年 3 月 伊那市）を基に作成

(2) 上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

上伊那広域連合では、平成 35 年度を達成の目標年次としたごみ処理基本計画を平成 22 年 3 月に策定している。ごみ処理基本計画の基本方針については以下のとおりである。

1) ごみ減量化・資源化のより一層の推進

- ①住民、事業者、行政の協働の更なる推進
- ②排出抑制、再利用のより一層の推進
- ③処理対象廃棄物の再利用の推進
- ④循環利用できない廃棄物の適正かつ安全な処理の継続

2) 中間処理施設の整備による安全・安定的な中間処理の実施

- ①中間処理施設による安全・安定的な中間処理の実施
- ②燃やせないごみ、粗大ごみ及び資源物の広域的処理施設の整備

3) 適正な最終処分の実施

- ①既設のごみ焼却施設から出る焼却残渣等を適切に処分する最終処分場の確保
- ②圏域内から出た廃棄物を圏域内で最終処分まで行う完結型の廃棄物処理の構築

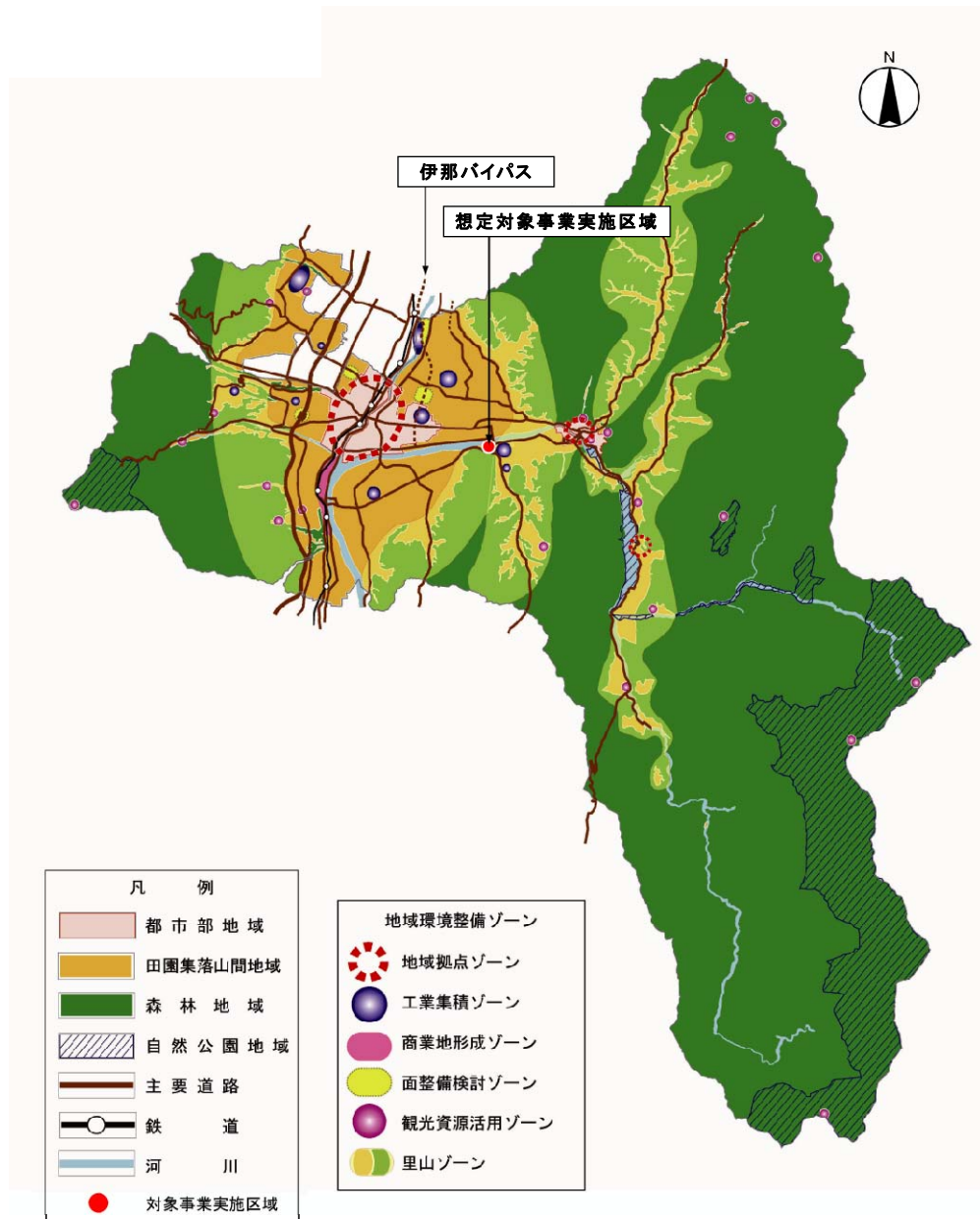
出典：「上伊那広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第三次改訂版）」（平成 22 年 3 月 上伊那広域連合）

(3) 上伊那広域連合新ごみ中間処理施設整備基本計画

上伊那広域連合では、平成 23 年 6 月に施設整備検討専門委員会を設置し、最新の技術動向を調査するなどにより、新ごみ中間処理施設整備に向けての基本条件を整理し、「施設整備基本計画」を平成 24 年 8 月に策定している。

(4) 開発動向等

「伊那市都市計画マスタープラン」(平成 21 年 3 月 伊那市)によると、想定対象事業実施区域の東側に工業集積ゾーンを設け、周辺環境への配慮をした良好な工業団地の形成を構想している。また、新たな広域幹線道路として、伊南バイパス(駒ヶ根市)、箕輪バイパス(箕輪町)とを結び、伊那谷の地方生活圏を結ぶ南北交通の基軸となる一般国道 153 号伊那バイパスの早期開通を促進している。



出典：「伊那市土地利用計画(伊那市国土利用計画) 参考資料 土地利用構想図」(伊那市)を基に作成

図 2.2-11 伊那市土地利用計画土地利用構想図